

情報

市山新田優良田園住宅地区計画区域・大場赤王優良田園住宅地区計画区域
 新たな計画に沿ったまちづくりが始まります

1月1日から、市山新田優良田園住宅地区計画区域と大場赤王優良田園住宅地区計画区域の2地区で地区計画に沿ったまちづくりが始まりました。地区計画の詳細などは、市ホームページなどでご確認ください。

☎建築住宅課 983・2644

■建築について

建築に関しては、着工日の30日前までに届け出が必要です。

届出先 都市計画課 ☎ 983・2631

地区計画とは

地区計画は、都市計画法や建築基準法などで定められた全国一律のルールに加え、地域の実情に合わせた独自のルールを定めたものです。1月1日から新たに今回紹介する2地区に導入されました。この日以降、建築計画をする場合には条例に沿った計画が必要となります。

市山新田優良田園住宅地区計画区域

区画 11区画

建築物の用途制限 1戸建住宅、公園または緑地に建築する公園施設・防災施設・便所・休憩所

建築物の容積率の最高限度 50%以下

建築物の建ぺい率の最高限度 30%以下

建築物の高さの最高限度 建築物の高さは10m以下で、軒の高さにあつては7.5m以下

建築物の外壁などの位置の制限 道路境界線から5m以上かつ隣地境界線から2m以上必要

建築物の敷地面積の最低限度 300㎡以上（公園または、緑地に建築する公園施設・防災施設・便所・休憩所は除く）

■市山新田優良田園住宅地区計画区域は以下のとおり



大場赤王優良田園住宅地区計画区域

区画 19区画

建築物の用途制限 1戸建住宅、公園または緑地に建築する公園施設・防災施設・便所・休憩所

建築物の容積率の最高限度 50%以下

建築物の建ぺい率の最高限度 30%以下

建築物の高さの最高限度 建築物の高さは10m以下で、軒の高さにあつては7.5m以下

建築物の外壁などの位置の制限 市長が別に定める数値（原則、道路境界線から5m以上かつ隣地境界線から2m以上必要ですが、一部例外あり）

建築物の敷地面積の最低限度 300㎡以上（公園または緑地に建築する公園施設・防災施設・便所・休憩所は除く）

■大場赤王優良田園住宅地区計画区域は以下のとおり



情報

ご存知ですか
パブリック・コメント制度

市が基本的な政策などを策定する場合、その案に対する意見を広く聞き、それを考慮して最終案を決定するとともに、いただいた意見に対する行政の考え方を併せて公表する制度です。

■実施するパブリック・コメントについて

募集時期が近づいたら、予告を行います。

資料閲覧場所 市ホームページ、各担当課、行政課、市役所情報公開コーナー（市民生活相談センター横）、生涯学習センター、各市立公民館（北上、錦田、中郷、坂）

■パブリック・コメントの際の注意点

- ▶意見を提出する場合、住所、氏名、連絡先、実施機関が必要と認める事項を明示してください。（匿名での意見は受付不可。）※要綱に規定あり
- ▶市が案として提示した資料の何ページのどの部分に対する意見なのかを明確にしてください。

問行政課 ☎ 983・2615

情報

随時配布しています
回覧板のご案内

各町内会・自治会などで使用する回覧板を配布しています。必要部数を配布しますので、直接広報広聴課までお越しください。

多数必要な場合は、事前に連絡をいただくとスムーズにお渡しすることができます。また、持ち運び用の袋をご持参ください。

回覧板配布場所 広報広聴課（市役所本館2階）

費用 無料

回覧板の処分について

不要な回覧板は、金具やビニールがついたままでも、ミックス古紙としてごみに出せます。各町内会・自治会で処分をお願いします。

問広報広聴課 ☎ 983・2620

募集

皆さんの意見をお待ちしています
パブリック・コメントを募集します

案件名	内容	応募	問合せ
第2期三島市保健事業実施計画・第3期三島市特定健康診査等実施計画(案)	三島市保健事業実施計画、第2期三島市特定健康診査等実施計画の計画期間が終了するため、第2期三島市保健事業実施計画、第3期三島市特定健康診査等実施計画を策定するもの	1月10日(水)～2月9日(金)に保険年金課(〒411・8666北田町4・47、FAX983・2604、✉honen@city.mishima.shizuoka.jp)	保険年金課 ☎983・2604
第4期三島市障害者計画、第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画(案)	第3期三島市障害者計画、第4期三島市障害福祉計画の計画期間が終了するため、第4期三島市障害者計画、第5期三島市障害福祉計画・第1期三島市障害児福祉計画を策定するもの	1月4日(水)～2月2日(金)に障がい福祉課(〒411・8666北田町4・47、FAX976・5555、✉syoughuku@city.mishima.shizuoka.jp)	障がい福祉課 ☎983・2691
第3次三島市食育基本計画(案)	第2次三島市食育基本計画の計画期間の終了に伴い、食育基本法に基づき、食育の推進に関する基本的な方針や目標について定めるもの	1月9日(水)～2月8日(木)に健康づくり課(〒411・0832南二日町8・35、FAX976・8896、✉kenkou@city.mishima.shizuoka.jp)	健康づくり課 ☎973・3700
三島市水道事業経営戦略(案)	水道事業を将来にわたって安定的に継続し、中長期的な視点で経営の健全化と経営基盤の強化を図るため、平成30～39年度の10年間を計画期間とする「三島市水道事業経営戦略」を策定するもの	1月4日(水)～2月2日(金)に水道課(〒411・0858中央町5・5、FAX973・1355、✉suidou@city.mishima.shizuoka.jp)	水道課 ☎983・2657

問パブリック・コメント制度については…行政課 ☎ 983・2615